

第1号議案 豊田都市計画区域区分の変更について

第2号議案 豊田都市計画用途地域の変更について

変更する内容及び関連する事項	変更する理由
(第1号議案) 豊田都市計画区域区分の変更	土地区画整理事業により良好な市街地を整備することが可能となることから、住居系建築物を誘導する将来の土地利用計画を実現するために市街化区域に編入するものである。

市街化区域編入地区数及び面積表

(豊田都市計画)

市町村名	変更前 市街化 区域面積 (ha)	変更後 市街化 区域面積 (ha)	増減	編入	除外	変更箇所の内訳 地区名 < 変更面積 >
			面積 (ha)	箇所数 (箇所)	箇所数 (箇所)	
豊田市	約4,960	約4,962	約 2	1		花園地区 < 1.9ha >

変更する内容及び関連する事項	変更する理由																
<p>(第2号議案) 豊田都市計画用途地域の変更</p> <p>花園地区(花園町)</p> <table border="1" data-bbox="191 492 774 660"> <thead> <tr> <th></th> <th>種類</th> <th>容積率</th> <th>建ぺい率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>変更前</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>変更後</td> <td>1低</td> <td>50%</td> <td>30%</td> </tr> </tbody> </table> <p>表中の略称は次のとおり 1低：第一種低層住居専用地域</p>		種類	容積率	建ぺい率	変更前	-	-	-	変更後	1低	50%	30%	<p>豊田花園土地区画整理事業が施行される区域の市街化区域編入に伴い、都市基盤整備に備え、無秩序な開発を抑制し、良好な住環境を保全するため、第一種低層住居専用地域(容積率50%、建ぺい率30%、建築物の高さ制限10m)を定めるものである。</p>				
	種類	容積率	建ぺい率														
変更前	-	-	-														
変更後	1低	50%	30%														
<p>用途地域面積増減表 (変更のある用途地域のみを記載)</p>																	
<p>(豊田都市計画)</p>																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>建築物の容積率</th> <th>建築物の建ぺい率</th> <th>外壁の後退距離の限度</th> <th>建築物の敷地面積の最低限度</th> <th>建築物の高さの限度</th> <th>増減</th> <th>変更後面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第一種低層住居専用地域</td> <td>5/10以下</td> <td>3/10以下</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>10m</td> <td>約1.9ha</td> <td>約155ha</td> </tr> </tbody> </table>	種類	建築物の容積率	建築物の建ぺい率	外壁の後退距離の限度	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の高さの限度	増減	変更後面積	第一種低層住居専用地域	5/10以下	3/10以下	-	-	10m	約1.9ha	約155ha	
種類	建築物の容積率	建築物の建ぺい率	外壁の後退距離の限度	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の高さの限度	増減	変更後面積										
第一種低層住居専用地域	5/10以下	3/10以下	-	-	10m	約1.9ha	約155ha										

第3号議案 常滑都市計画用途地域の変更について

変更する内容及び関連する事項				変更する理由			
常滑駅周辺地区（常滑市）				常滑駅周辺土地区画整理事業を施行中の区域の一部について、良好な商業地及び住宅地の形成を図るため、準工業地域(容積率 200%、建ぺい率 60%)を商業地域(容積率 400%)及び第一種住居地域(容積率 200%、建ぺい率 60%)に、工業地域(容積率 200%、建ぺい率 60%)を第一種住居地域(容積率 200%、建ぺい率 60%)にそれぞれ変更するものである。			
(1) 名古屋鉄道より東側の街区(0.4ha)							
	種類	容積率	建ぺい率				
変更前	準工	200%	60%				
変更後	商業	400%	-				
(2) 名古屋鉄道より西側の街区(0.7ha)							
	種類	容積率	建ぺい率				
変更前	準工	200%	60%				
変更後	1住	200%	60%				
(0.02ha)							
	種類	容積率	建ぺい率				
変更前	工業	200%	60%				
変更後	1住	200%	60%				
<p>表中の略称は次のとおり</p> <p>1住：第一種住居地域</p> <p>商業：商業地域</p> <p>準工：準工業地域</p> <p>工業：工業地域</p>							
<p>用途地域面積増減表</p> <p>(変更のある用途地域のみを記載)</p> <p>(常滑都市計画)</p>							
種類	建築物の容積率	建築物の建ぺい率	外壁の 後退距離の 限度	建築物の 敷地面積の 最低限度	建築物 の高さ の限度	増 減	変更後 面積
第一種住居地域	20/10以下	6/10以下	-	-	-	約0.72ha	約 622ha
商業地域	40/10以下	-	-	-	-	約0.4ha	約 103ha
準工業地域	20/10以下	6/10以下	-	-	-	約-1.1ha	約 434ha
工業地域	20/10以下	6/10以下	-	-	-	約-0.02ha	約 52ha

第4号議案 名古屋都市計画道路の変更について

変更する内容及び関連する事項	変更する理由						
<p>3・4・726号敷田大久伝線</p> <ul style="list-style-type: none"> 幅員の変更 <p>変更延長 約50m</p> <table border="1" data-bbox="236 479 769 580"> <thead> <tr> <th data-bbox="236 479 478 530"></th> <th data-bbox="478 479 624 530">変更前</th> <th data-bbox="624 479 769 530">変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="236 530 478 580">交差点部幅員</td> <td data-bbox="478 530 624 580">16m</td> <td data-bbox="624 530 769 580">18m</td> </tr> </tbody> </table>		変更前	変更後	交差点部幅員	16m	18m	<p>都市計画道路熊野豊明線との交差点における安全性の向上と交通の円滑化を図るため、一部幅員を変更するものである。</p>
	変更前	変更後					
交差点部幅員	16m	18m					

第5号議案 尾張北部都市計画道路の変更について

変更する内容及び関連する事項	変更する理由						
<p>3・5・25号大口桃花台線</p> <p>・線形及び幅員の変更</p> <table border="1" data-bbox="236 427 769 533"> <thead> <tr> <th data-bbox="236 427 480 479"></th> <th data-bbox="480 427 624 479">変更前</th> <th data-bbox="624 427 769 479">変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="236 479 480 533">交差点部幅員</td> <td data-bbox="480 479 624 533">16m</td> <td data-bbox="624 479 769 533">18m</td> </tr> </tbody> </table> <p>線形の最大振れ幅 約28m</p>		変更前	変更後	交差点部幅員	16m	18m	<p>県道若宮江南線との接続部における交通処理の円滑化を図るため、一部線形及び幅員を変更するものである。</p>
	変更前	変更後					
交差点部幅員	16m	18m					

第6号議案 衣浦西部都市計画道路の変更について

変更する内容及び関連する事項	変更する理由						
<p>3・4・19号武豊港線</p> <p>・線形及び幅員の変更</p> <table border="1" data-bbox="236 427 769 530"> <thead> <tr> <th data-bbox="236 427 480 479"></th> <th data-bbox="480 427 624 479">変更前</th> <th data-bbox="624 427 769 479">変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="236 479 480 530">交差点部幅員</td> <td data-bbox="480 479 624 530">19m</td> <td data-bbox="624 479 769 530">18m</td> </tr> </tbody> </table> <p>変更延長 約600m</p> <p>線形の最大振れ幅 約10m</p>		変更前	変更後	交差点部幅員	19m	18m	<p>周辺土地利用との整合を図るため、一部区間の線形を変更する。また、知多東部線との交差点部の効率的な交通処理を図るため、一部幅員を変更するものである。</p>
	変更前	変更後					
交差点部幅員	19m	18m					

第7号議案 豊田都市計画道路の変更について

第8号議案 岡崎都市計画道路の変更について

変更する内容及び関連する事項	変更する理由						
<p>(第7号議案)</p> <p>3・4・2号 梅坪堤線</p> <p>・幹線街路との交差箇所数</p> <table border="1" data-bbox="212 479 794 580"> <thead> <tr> <th></th> <th>変更前</th> <th>変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平面交差</td> <td>14箇所</td> <td>15箇所</td> </tr> </tbody> </table> <p>[参考]</p> <p>市決定(豊田市決定)</p> <p>3・5・130号 豊田岡崎線</p> <p>・追加 幅員14m 延長約310m</p>		変更前	変更後	平面交差	14箇所	15箇所	<p>豊田市南部地域と岡崎市北部地域とを結ぶ橋梁部周辺において円滑な交通を確保し、両市の健全な発展に資する道路網を構築する目的で、豊田都市計画道路に豊田岡崎線を追加する手続が、豊田市において進められている。</p> <p>豊田市決定の豊田岡崎線の追加に伴い、周辺地域の円滑な交通処理と良好な都市計画道路のネットワーク形成を図るため、当該路線と交差する計画となる梅坪堤線について、計画書に記載すべき「道路の構造事項」である「幹線街路との平面交差箇所数」を変更するものである。</p>
	変更前	変更後					
平面交差	14箇所	15箇所					

変更する内容及び関連する事項	変更する理由																																	
<p>(第8号議案)</p> <p>3・5・1号 奥殿線</p> <ul style="list-style-type: none"> 幅員及び線形の変更 <p>変更延長 約520m</p> <table border="1" data-bbox="212 474 793 577"> <thead> <tr> <th></th> <th>変更前</th> <th>変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>交差点部幅員</td> <td>12m</td> <td>15m</td> </tr> </tbody> </table> <p>線形の最大振れ幅 約60m</p> <p>3・4・28号 岡崎駅平戸橋線</p> <ul style="list-style-type: none"> 幅員及び線形の変更 <p>変更延長 約2,000m</p> <table border="1" data-bbox="212 819 793 1167"> <thead> <tr> <th></th> <th>変更前</th> <th>変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">幅</td> <td colspan="2">岡崎豊田線との交差点以南</td> </tr> <tr> <td>一般部</td> <td>12m</td> <td>16m</td> </tr> <tr> <td>交差点部</td> <td>12m</td> <td>18m</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">員</td> <td colspan="2">岡崎豊田線との交差点以北</td> </tr> <tr> <td>一般部</td> <td>12m</td> <td>12m</td> </tr> <tr> <td>交差点部</td> <td>12m</td> <td>15m</td> </tr> </tbody> </table> <p>線形の最大振れ幅 約100m</p> <ul style="list-style-type: none"> 幹線街路との交差箇所数 <table border="1" data-bbox="212 1310 793 1413"> <thead> <tr> <th></th> <th>変更前</th> <th>変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平面交差</td> <td>17箇所</td> <td>18箇所</td> </tr> </tbody> </table>		変更前	変更後	交差点部幅員	12m	15m		変更前	変更後	幅	岡崎豊田線との交差点以南		一般部	12m	16m	交差点部	12m	18m	員	岡崎豊田線との交差点以北		一般部	12m	12m	交差点部	12m	15m		変更前	変更後	平面交差	17箇所	18箇所	<p>岡崎市北部地域と豊田市南部地域とを結ぶ橋梁部周辺において円滑な交通を確保し、両市の健全な発展に資する道路網を構築する目的で、岡崎都市計画道路に岡崎豊田線を追加する手続きが、岡崎市において進められている。</p> <p>岡崎市決定の岡崎豊田線の追加に伴い、周辺地域の円滑な交通処理と良好な都市計画道路のネットワーク形成を図るため、当該路線と接続する計画となる岡崎駅平戸橋線の線形、幅員及び計画書に記載すべき「道路の構造事項」である「幹線街路との交差箇所数」を変更するとともに、関連する奥殿線の線形及び幅員を変更するものである。</p>
	変更前	変更後																																
交差点部幅員	12m	15m																																
	変更前	変更後																																
幅	岡崎豊田線との交差点以南																																	
	一般部	12m	16m																															
	交差点部	12m	18m																															
員	岡崎豊田線との交差点以北																																	
	一般部	12m	12m																															
	交差点部	12m	15m																															
	変更前	変更後																																
平面交差	17箇所	18箇所																																
<p>[参考]</p> <p>市決定(岡崎市決定)</p> <p>3・4・120号 岡崎豊田線</p> <ul style="list-style-type: none"> 追加 幅員16m 延長約750m 																																		

第9号議案 刈谷市における特殊建築物の敷地の位置について

内容及び関連する事項	理 由																				
<p>1 申請者 住所 刈谷市場割町一丁目4-1他8筆 氏名 地建興業株式会社 代表取締役 宮地 俊夫</p> <p>2 名称 刈谷機材センター</p> <p>3 位置 刈谷市場割町一丁目 4-1,4-2,4-3,4-4,4-5,4-6,4-7,4-14,4-15</p> <p>4 敷地面積 4,708.02㎡</p> <p>5 参考</p> <p>(1) 建築物</p> <table border="1" data-bbox="201 1122 903 1644"> <thead> <tr> <th>建物</th> <th>構造 階数</th> <th>建築面積</th> <th>延べ面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>資材棟</td> <td>鉄骨造 2階建</td> <td>486.00㎡</td> <td>972.00㎡</td> </tr> <tr> <td>事務所</td> <td>鉄骨造 6階建</td> <td>426.24㎡</td> <td>2,577.44㎡</td> </tr> <tr> <td>処理場 上屋</td> <td>鉄骨造 平屋建</td> <td>50.40㎡</td> <td>50.40㎡</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td>962.64㎡</td> <td>3,599.84㎡</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 処理能力 汚泥の脱水 64.0㎡/日</p>	建物	構造 階数	建築面積	延べ面積	資材棟	鉄骨造 2階建	486.00㎡	972.00㎡	事務所	鉄骨造 6階建	426.24㎡	2,577.44㎡	処理場 上屋	鉄骨造 平屋建	50.40㎡	50.40㎡	合計		962.64㎡	3,599.84㎡	<p>申請者は、平成10年3月31日に廃棄物の処理及び清掃に関する法律の許可を受けて市内において産業廃棄物の処理業を行っている。</p> <p>今回、事業拡大のため新規に汚泥の脱水施設を設置することにしたが、処理能力が30㎡の基準を超えるため、建築基準法第51条ただし書許可が必要となったものである。</p> <p>なお、公害対策には万全を期するとともに敷地内の緑化に努め、環境には十分に配慮している。</p>
建物	構造 階数	建築面積	延べ面積																		
資材棟	鉄骨造 2階建	486.00㎡	972.00㎡																		
事務所	鉄骨造 6階建	426.24㎡	2,577.44㎡																		
処理場 上屋	鉄骨造 平屋建	50.40㎡	50.40㎡																		
合計		962.64㎡	3,599.84㎡																		

第 10 号議案 長久手町における特殊建築物の敷地の位置について

内容及び関連する事項	理 由																
<p>1 申請者 住所 愛知郡長久手町 大字前熊字橋ノ本 103 番地 8 氏名 株式会社 小池 代表取締役 小池 信介</p> <p>2 名称 (仮称)小池リサイクル骨材プラント</p> <p>3 位置 愛知郡長久手町大字熊張字福井 1534 番 33</p> <p>4 敷地面積 2,987.32 m²</p> <p>5 参考</p> <p>(1) 建築物</p> <table border="1" data-bbox="194 1124 865 1559"> <thead> <tr> <th>建物</th> <th>構造 階数</th> <th>建築面積</th> <th>延べ面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事務棟</td> <td>鉄骨造 平屋建</td> <td>9.72 m²</td> <td>9.72 m²</td> </tr> <tr> <td>便所棟</td> <td>鉄骨造 平屋建</td> <td>1.21 m²</td> <td>1.21 m²</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td>10.93 m²</td> <td>10.93 m²</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 処理能力 がれき類の破碎 280.0 t / 日</p>	建物	構造 階数	建築面積	延べ面積	事務棟	鉄骨造 平屋建	9.72 m ²	9.72 m ²	便所棟	鉄骨造 平屋建	1.21 m ²	1.21 m ²	合計		10.93 m ²	10.93 m ²	<p>申請者は、平成 7 年に産業廃棄物収集運搬業(積替え、保管を除く)の許可を受け、平成 9 年 9 月に産業廃棄物処分業(中間処理(破碎))を行っている。</p> <p>今回事業拡大のため新規に RC 40 の破碎施設を新規事業地に設置することにしたが、処理能力が 5 t / 日の基準を超えるため、建築基準法第 51 条のただし書許可が必要となったものである。</p> <p>なお、公害対策には万全を期するとともに敷地内の緑化に努め、環境には十分配慮している。</p>
建物	構造 階数	建築面積	延べ面積														
事務棟	鉄骨造 平屋建	9.72 m ²	9.72 m ²														
便所棟	鉄骨造 平屋建	1.21 m ²	1.21 m ²														
合計		10.93 m ²	10.93 m ²														

第 11 号議案 春日井市における特殊建築物の敷地の位置について

内容及び関連する事項	理 由																																				
<p>1 申請者 住所 名古屋市瑞穂区八勝通 2 丁目 32 番地の 1 氏名 株式会社ハウセイ開発 代表取締役 田中 久夫</p> <p>2 名称 株式会社ハウセイ開発春日井処理場</p> <p>3 位置 春日井市明知町字頓明 1 5 1 0 番 1 9</p> <p>4 敷地面積 2,976.64 m²</p> <p>5 参考 (1) 建築物</p>	<p>申請者は、平成 2 年に産業廃棄物収集運搬業の許可を受け、産業廃棄物の収集運搬業を行っている。</p> <p>今回、事業拡大のため新規にがれき類の破碎施設を設置することにしたが、処理能力が 1 日あたり 5 t を超えるため、建築基準法第 5 1 条ただし書許可が必要となったものである。</p> <p>なお、公害対策には万全を期するとともに敷地内の緑化に努め、環境には十分配慮している。</p>																																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="194 1001 379 1081">建物</th> <th data-bbox="379 1001 555 1081">構造 階数</th> <th data-bbox="555 1001 740 1081">建築面積</th> <th data-bbox="740 1001 932 1081">延べ面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="194 1081 379 1178">ストックヤード</td> <td data-bbox="379 1081 555 1178">鉄骨造 平屋建</td> <td data-bbox="555 1081 740 1178">289.00 m²</td> <td data-bbox="740 1081 932 1178">289.00 m²</td> </tr> <tr> <td data-bbox="194 1178 379 1270">選別場</td> <td data-bbox="379 1178 555 1270">鉄骨造 2 階建</td> <td data-bbox="555 1178 740 1270">136.64 m²</td> <td data-bbox="740 1178 932 1270">273.28 m²</td> </tr> <tr> <td data-bbox="194 1270 379 1361">事務所</td> <td data-bbox="379 1270 555 1361">鉄骨造 平屋建</td> <td data-bbox="555 1270 740 1361">54.34 m²</td> <td data-bbox="740 1270 932 1361">54.34 m²</td> </tr> <tr> <td data-bbox="194 1361 379 1453">機械室 (破碎機)</td> <td data-bbox="379 1361 555 1453">鉄骨造 平屋建</td> <td data-bbox="555 1361 740 1453">27.52 m²</td> <td data-bbox="740 1361 932 1453">27.52 m²</td> </tr> <tr> <td data-bbox="194 1453 379 1545">機械室 (スクリーン)</td> <td data-bbox="379 1453 555 1545">鉄骨造 平屋建</td> <td data-bbox="555 1453 740 1545">27.08 m²</td> <td data-bbox="740 1453 932 1545">27.08 m²</td> </tr> <tr> <td data-bbox="194 1545 379 1637">機械室 (集塵機 1)</td> <td data-bbox="379 1545 555 1637">鉄骨造 平屋建</td> <td data-bbox="555 1545 740 1637">6.75 m²</td> <td data-bbox="740 1545 932 1637">6.75 m²</td> </tr> <tr> <td data-bbox="194 1637 379 1729">機械室 (集塵機 2)</td> <td data-bbox="379 1637 555 1729">鉄骨造 平屋建</td> <td data-bbox="555 1637 740 1729">6.75 m²</td> <td data-bbox="740 1637 932 1729">6.75 m²</td> </tr> <tr> <td data-bbox="194 1729 379 1809">合 計</td> <td data-bbox="379 1729 555 1809"></td> <td data-bbox="555 1729 740 1809">548.08 m²</td> <td data-bbox="740 1729 932 1809">684.72 m²</td> </tr> </tbody> </table>	建物	構造 階数	建築面積	延べ面積	ストックヤード	鉄骨造 平屋建	289.00 m ²	289.00 m ²	選別場	鉄骨造 2 階建	136.64 m ²	273.28 m ²	事務所	鉄骨造 平屋建	54.34 m ²	54.34 m ²	機械室 (破碎機)	鉄骨造 平屋建	27.52 m ²	27.52 m ²	機械室 (スクリーン)	鉄骨造 平屋建	27.08 m ²	27.08 m ²	機械室 (集塵機 1)	鉄骨造 平屋建	6.75 m ²	6.75 m ²	機械室 (集塵機 2)	鉄骨造 平屋建	6.75 m ²	6.75 m ²	合 計		548.08 m ²	684.72 m ²	<p>(2) 処理能力 がれき類の破碎 933.28 t / 日</p>
建物	構造 階数	建築面積	延べ面積																																		
ストックヤード	鉄骨造 平屋建	289.00 m ²	289.00 m ²																																		
選別場	鉄骨造 2 階建	136.64 m ²	273.28 m ²																																		
事務所	鉄骨造 平屋建	54.34 m ²	54.34 m ²																																		
機械室 (破碎機)	鉄骨造 平屋建	27.52 m ²	27.52 m ²																																		
機械室 (スクリーン)	鉄骨造 平屋建	27.08 m ²	27.08 m ²																																		
機械室 (集塵機 1)	鉄骨造 平屋建	6.75 m ²	6.75 m ²																																		
機械室 (集塵機 2)	鉄骨造 平屋建	6.75 m ²	6.75 m ²																																		
合 計		548.08 m ²	684.72 m ²																																		

第 12 号議案

西知多道路の都市計画決定に関する 愛知県都市計画審議会環境影響評価 調査専門部会の設置について

参考資料 1

- ・・・西知多道路の都市計画決定と環境影響評価について

参考資料 2

- ・・・愛知県都市計画審議会環境影響評価調査専門部会要綱

西知多道路の都市計画決定と環境影響評価について

1. 西知多道路の概要

路線の名称	都市計画道路 西知多道路
区間・延長	東海市(伊勢湾岸自動車道)～常滑市(知多横断道路) L 20km
種別・車線数	自動車専用道路(一般国道) 4～6車線
主な経緯	H5.5 第11次五計で名古屋圏自動車専用道路に位置づけ H6.12 地域高規格道路候補路線指定 H10.6 地域高規格道路計画路線指定 H16.3 全線が地域高規格道路調査区間指定 H19.10 パブリックインボルブメント(PI)の手続き開始(県道路建設課) H21.5 PI広報誌第5号で概略計画の方向性を公表

2. 環境影響評価と都市計画の手続きについて

(1) 環境影響評価の対象事業(道路)

対象事業の種類	環境影響評価法 (第1種事業)	県環境影響評価条例
高速自動車国道	全て	-
指定都市高速道路(4車線以上)	全て	-
一般国道(4車線以上)	10km以上	7.5km以上10km未満
林道(幅員6.5m以上)	20km以上	15km以上20km未満
県道・市町村道(4車線以上)	-	7.5km

(2) 都市計画に定められる環境影響評価対象事業に関する特例

環境影響評価法及び県環境影響評価条例において、環境影響評価事業が都市計画に定められる事業である場合には、都市計画決定権者が事業者に代わるものとして環境影響評価手続きを都市計画の手続きに併せて実施することが定められている。

【環境影響評価法 第四十条】

対象事業が市街地開発事業として都市計画法の規定により都市計画に定められる場合における当該対象事業又は対象事業に係る施設が都市施設として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該都市施設に係る対象事業については、第五条から第三十八条までの規定により行うべき環境影響評価その他の手続は、次項、次条、第四十三条、第四十四条及び第四十六条に定めるところにより、当該都市計画に係る都市計画決定権者が当該対象事業に係る事業者に代わるものとして、当該対象事業又は対象事業に係る施設(以下「対象事業等」という。)に関する都市計画の決定又は変更をする手続と併せて行うものとする。この場合において、第五条第二項、第十四条第二項並びに第三十条第一項第三号及び第二項の規定は、適用しない。

(3) 専門部会の設置

都市計画決定権者である県が環境影響評価を実施する場合には、「愛知県都市計画審議会環境影響評価調査専門部会要綱第3条」に基づき、審議会の議決により環境影響評価調査専門部会を設置し、調査・審議することとしている。

愛知県都市計画審議会環境影響評価調査専門部会要綱

(趣 旨)

第 1 条 この要綱は、近年環境問題が都市計画決定に当たっての重要な判断要素であることにかんがみ、環境影響評価に関する事項を調査審議させるための環境影響評価調査専門部会（以下「専門部会」という。）の設置及び運営に関する事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 専門部会は、愛知県都市計画審議会（以下「審議会」という。）が付託した都市計画に係る環境影響評価に関する事項を調査審議するものとする。

(設 置)

第 3 条 専門部会は、審議会の議決により設置する。

(組 織)

第 4 条 専門部会は、審議会議長が指名する委員、臨時委員及び専門委員若干人をもって組織する。

(部会長)

第 5 条 専門部会に、部会長を置き、専門部会に属する委員のうちから、審議会議長が指名する。

2 部会長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会 議)

第 6 条 専門部会は、部会長が招集する。

2 専門部会においては、部会長が議長となる。

3 専門部会の調査審議が終了したときは、部会長が、その結果を審議会に報告するものとする。

(会議の公開等)

第 7 条 専門部会の会議は、これを公開するものとする。ただし、次の各号に掲げる場合はこの限りでない。

(1) 調査審議する内容に、愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号）第 7 条に規定する不開示情報に該当する情報が含まれている場合

(2) 専門部会が非公開とする旨を議決した場合

2 専門部会の傍聴方法等については愛知県都市計画審議会傍聴要領（平成 13 年 4 月 27 日施行）に規定するところに準じて行う。

(解 散)

第 8 条 専門部会は、その調査審議に係る都市計画の案が、審議会で議決された後、解散するものとする。

(雑 則)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、専門部会の運営に関し必要な事項は、部会長が、専門部会に諮って定める。

附 則

この要綱は、昭和57年7月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年2月29日から施行する。